



名鍍会報告

H21. 4

名鍍会の活動についてご報告いたします。

2月18日(水)に、鍍金組合講堂にて、「中小企業緊急雇用安定助成金について」というテーマで、社会保険労務士の伊藤妙子先生からご講演いただきました。いろいろな事例や出席者からの質疑応答もあり、大変内容の濃い勉強会になりました。



今回創設された、中小企業緊急雇用安定助成金制度というのは、平成20年12月から当面の間の措置として、昨今の世界的な金融危機や景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は、出向をさせた場合に、その手当若しくは賃金の一部を助成するものであります。

講演の中で、支給対象となる休業、教育訓練の内容や、支給を受け取る事のできる額、申請方法、書類の作成方法等、実務的な内容を具体的に学ぶ事ができました。名鍍会例会にはいろいろな立場の出席者がおり、それぞれ思いで話を聞いていた事と思いますが、いずれにせよ、早くこのような助成金に頼ることの無い景気になる事を、切に願います。

**雇用維持に努力される
中小企業事業主のみならずへ
中小企業緊急雇用安定助成金**

のご案内

従来の雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設しました。(平成20年12月から当面の間の措置となります。)

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、**事業活動の縮小**を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に**休業、教育訓練又は出向**をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

平成21年2月6日より要件を見直しました。

1. 支給要件の確認方法の緩和
生産量が前年同期又は直前3か月と比較して6%以上減少していることと生産量要件について、これまでは生産量のみを原則としておりましたが、今後は「売上高又は生産量」のどちらかの指標を用いても構いません。
2. 休業等(休業及び教育訓練)規模要件の廃止
暦日又は賃金締切期間における休業等を行った日の日数及び所定労働日数の20分の1以上である必要がありましたが、要件を廃止し、**休業等日数に応じて助成いたします。**
3. 支給限度日数の引き上げ

改正前	改正後
3年間で200日(最初の1年間で100日を限度) ※制度利用後1年間を経過するまでの期間は再度制度を利用することができませんでした。	3年間で300日(最初の1年間で200日を限度) ※ 連続した利用が可能です。

4. 短時間休業
短時間休業を実施する場合は対象労働者全員について1時間以上、一斉に行う必要がありますが、**対象労働者毎に1時間以上行われる休業**についても助成の対象といたします。

厚生労働省
社会保険労務士会
ハローワーク 公益財団法人

- 1 景気の変動などに伴う経済上の理由とは
「経済上の理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、組合する製品・サービス(輸入を含む)の出現、消費意欲減退、外資的買手の他の業種への転換の経済環境の変化をさすもので、以下に掲げる理由による事業活動の縮小又は休業は本助成金の支給対象とはなりません。
イ 専ら増産される季節的変動によるもの
ロ 事業又は営業により施設又は設備が破損を受けたことによるもの
ハ 法令違反若しくは不斉行為又はそれらによる行政処分又は罰金等分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの(事業主が自主的に行うものを除く。)
- 2 事業活動の縮小とは
本助成金の支給を受ける前提となる「事業活動の縮小」とは、以下の要件を満たしている必要があります。
イ **売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期と比較して減少していること。**
ロ 前期決算等の経常利益が赤字であること。
(ただし、イにおいて、**生産量が6%以上減少している場合は除かれます。**)
※**雇用量不増要件は廃止しました。**
- 3 中小企業事業主とは
○本助成金における中小企業事業主とは、以下の表に該当する事業主をいいます。

小売業(飲食業を含む)	資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員300人以下